

---

---

# 市民参加の推進に関する手引き

稲沢市

# 目 次

1	要綱制定の背景と目的	
1	市民参加ってなぜ必要？	1
2	稲沢市のこれまでの取り組み	2
3	市民参加のシステムづくり	5
4	当面の本市の取り組み	7
2	市民参加の推進に関する要綱 解釈運用基準	9
3	市民参加の推進に関する要綱 取扱い要領	
1	情報の公表	27
2	パブリックコメント	29
3	附属機関の委員の公募と会議録の公表	31

# I 要綱制定の背景と目的

## 1 市民参加ってなぜ必要？

市民参加の必要性として、**住民側**においては、自己実現の高まりや専門的な能力を備えた住民の増加、元気な高齢者の増加などによって行政との協働に対する意欲や可能性が高まっていること、**行政側**においては、地方分権の進展、住民ニーズの多様化・高度化や財政状況の逼迫などによって、公的サービスの計画・実行・評価における住民等との協働が不可欠となっていることが挙げられます。

### 1) 住民ニーズの多様化

社会の成熟化に伴い、市民の価値観や考え方もさまざまに異なってきています。また、数年先には「団塊の世代」が退職期を迎え、地域に戻ってきます。この結果、公的サービスの提供を行政から一方的に受けるのではなく、住民自らが主体となって公的サービスに関わろう、自分たちが住むまち自分たちでつくっていかうという高まりがあります。

今、自治体には、こうした住民の活動意欲を受け止める仕組みづくりや役割分担のルールづくりが求められています。

### 2) 地方分権の進展による自主的・自律的自治体運営の実施

三位一体改革の進展により、国や県の指示によって動くのではなく、地域の実情に応じた独自の施策を、自ら考えて実施することが求められています。また、地方分権によって地方の権限が強くなると、市の施策が住民生活にも直接影響することになります。このため、仕事の内容や過程を市民に公開し、その結果を説明し、市民にとってどれだけ役立ったのかが評価されるようになってきています。

### 3) 厳しい財政状況

急激な少子高齢化や危機的な財政状況の悪化も進展しています。また、人口減少社会の到来も間近に迫っています。

これに対して、地域の実情に応じて施策を選択集中させることや、市民やNPO等と協力していくことが求められ、そのための仕組みづくりが求められています。

### 4) 市町村合併

合併により、新市において総合計画を作成するとともに、旧2町に住む新市民のニーズを施策に積極的に反映させていく必要があります。



## POINT

- ・ 社会経済情勢の変化、住民意識の変化に対応するため、地方分権をはじめとする社会改革が進められています。
- ・ こうした中で、稲沢市の新しいまちづくりには、市民・企業・行政の力の結集、「市民と協働するまちづくり」が必要です。

## 2 稲沢市のこれまでの取り組み

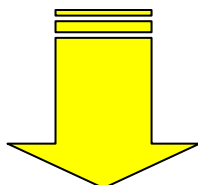
本市では、これまでも各種の施策において市民参加を得ながら、市民の声を市政に反映できるよう努めてきました。これからも、この基本的な姿勢は大変重要であると考えています。

本市の特徴的な施策として、市の出張所・公民館・老人福祉施設・児童福祉施設の4施設を近接する形で整備し、子どもからお年寄りまでが集える場を提供しようという市民センター構想を昭和55年に提唱し、市内7地区に市民センターを核とした「まちづくり推進協議会（推進会議）」を設置してきました。以来、文化、スポーツ、社会奉仕活動など、各地区で多様なまちづくり活動が展開されてきました。

また、近年では、第4次総合計画をはじめ、環境基本計画、地域福祉計画などの計画策定において、委員公募やワークショップに取り組み、計画素案や会議録を公表し意見募集（パブリックコメント）を行うなど、様々な機会を通じて市民参加に努めてきました。

都市開発・建設部門においても、事業の節目ごとに住民説明を行うように努めています。区画整理事業では、事業計画立案時点において、また工事に際しては、工事着手前にそれぞれ関係者を対象にした説明会を開催し、理解をいただいています。公園事業についても、ワークショップにより計画段階から住民参加による計画づくりを実施するとともに、日常の維持管理においても地元の皆様に清掃等の協力をいただきながら、市民に愛される公園整備に努めています。

社会教育・観光部門などにおいても、一般教養・講座・講演会・イベントなど、市民参画をいただいている事業は、多岐にわたっています。企画・運営の段階から参画していただいている事業としては、例えば、各種のまつりをはじめ、成人式事業、男女共同参画事業の中の男女共同参画フォーラム、子育てに関する親子ふれあい広場など、さまざまな市民参加の取り組みを進めてきました。



### ○市民参加の各手法による本市の取り組み例

市民参加にはさまざまな手法があります。本市では、これまでに以下のような施策に取り入れてきました。

目的	手 法	内 容 等	本市の取り組み例
情報提供	広報いなざわへの掲載 ホームページへの掲載 行政情報コーナー等における供覧  印刷物・刊行物の配布 ケーブルテレビでの放映	・さまざまな広報媒体を利用して、市民にタイムリーな行政情報を届けるとともに、発信情報の充実・積極的な情報提供に努めることが必要。	・各種施策、事業

目的	手 法	内 容 等	本市の取り組み例
市民ニーズの把握	アンケート  ヒアリング  モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の参加の度合いとしては低い が、事業や計画などにおいてP-D-S すべての段階で市民の意向や ニーズを調査するのに役立つもの。</li> <li>団体、組織、グループや個人に対す る聞き取り調査で、計画等の策定過 程に用いられる手法。</li> <li>アンケート同様市民の参加の度合い としては低い が、事業等の実施後に行なう方法と一定の行政テーマに ついて経年的に実施し、それぞれの テーマについての市民の意識やニ ーズの変化を測定するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種計画策定</li> <li>総合計画策定</li> <li>市民意識調査</li> </ul>
市民意見の反映	パブリックコメント  市民提案 (作文・イラスト・ アイデア募集)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国での制度とは別に、基本計画や新 しい制度の原案を公表し、決定以前 に幅広く市民の声を聞くことによ り、決定への参加や情報の早期提供 を行う。</li> <li>市民の自由な発想を計画策定の事前 の段階から求めていくもの。例えば 市民100字提案など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画策定</li> <li>環境基本計画策定</li> <li>総合計画策定</li> <li>新市名募集</li> </ul>
情報の共有・相互理解	シンポジウム  フォーラム パネルディスカッシ ョン  地区説明会  利害関係者説明会  公聴会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つのテーマについて何人かの講演 者がさまざまな角度から意見を述 べ合い、聴衆や司会者も質問などを してこれに参加していく討論会。</li> <li>公開討論会。</li> <li>討論会の形式の一つで、ある問題に ついて意見を異にする何人かの代 表者がまず聴衆の前で討論し、それ に基づき聴衆も参加して一緒に討 論を進めて行く方式。</li> <li>当該事業等の対象となる地区などで 開く説明会。または、特定のテーマ にて地区別に開く説明会。</li> <li>当該事業等に関わる利害関係者を対 象とした説明会で、地区説明会の対 象者のように空間的な制限がない。</li> <li>法令等で定められ市民等を対象に開 くもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併講演会</li> <li>総合計画策定</li> <li>環境基本計画策定</li> <li>地域福祉計画</li> <li>合併住民説明会</li> <li>総合計画策定</li> <li>区画整理事業 説明会</li> </ul>

目的	手 法	内 容 等	本市の取り組み例
情報の共有	出前講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に用意された行政テーマのプログラムに基づき、行政の説明責任を果たすとともに市民との情報の共有や行政活動への関心や理解などの向上のために活用するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講座メニューあり</li> </ul>
合意形成	市民会議  市民研究会  審議会  ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の策定段階から公募等の市民の参加を求め、専門性はなくとも幅広い市民の生活の知識などの反映を計画に果たす。</li> <li>・さまざまな行政テーマや当該事業等について、大学等の研究者など専門家を交えて市民と行政側が研究を行い、テーマや事業についてのよりよい解決案を得るために実施するもの。</li> <li>・地方自治法に基づき付属機関として条例等で定められたもの。</li> <li>・研究集会。専門家の助言を受けながら、参加者がその場で感じたことを大切にしながら自主的に行う共同研究。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画策定</li> <li>・環境基本計画策定</li> <li>・地域福祉計画策定</li> <li>・市民公募もあり</li> <li>・公園整備事業</li> <li>・環境基本計画策定</li> </ul>
その他	運営委員会・実行委員会  アダプトプログラム (里親制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業や施設、イベントなどの運営や実行を市民と行政が協働して行う際に活用する。この場合、事業や施設、イベントの企画立案段階からの参加や参画があれば運営や実行での協働も比較的スムーズに図られる。</li> <li>・一定の期間、公共の場所を養子に見たて、市民が里親となって道路、公園、駅前、商店街、河川敷等公共用地の清掃美化を行い、行政は市民の清掃美化活動を支援するもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種まつり</li> <li>・成人式</li> <li>・男女共同参画事業</li> <li>・まちづくり推進協議会</li> <li>・公園管理</li> </ul>

### POINT

- ・ 「市民参加・協働」とは、「市民と行政が、ともに考え、協力しながら取り組むこと」であり、その対象・範囲を広げていくことがこれからの取り組み目標です。
- ・ 市民と行政が協働することは、まちづくりの大きな力となるとともに、市民のまちへの誇りと愛着が増していくことにもつながるものと考えられます。

### 3 市民参加のシステムづくり

市民の多様な意見を市政に的確に反映させるためには、地域性や政策、事業等の性格を考慮した上で、市民参加手法を選択し実施することが求められます。市民参加による事業では、その計画段階において予め市民の意見を反映する時間と方法を設けておくことが重要であることから、計画的な市民参加を行う必要があります。

「市民参加による事業の流れ」の手順を参考に、様々な市民参加の手法の特性を理解した上で、効果的に複数の手法を組み合わせる事業を実施するよう努めることが重要です。

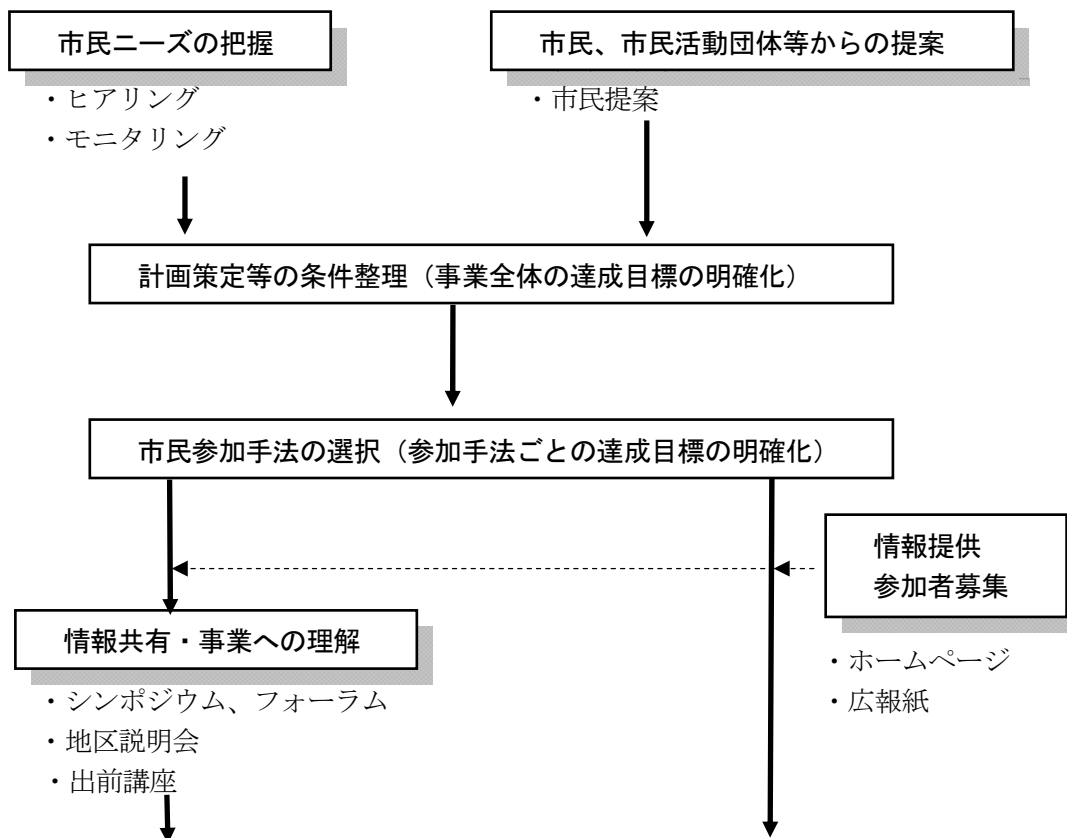
#### POINT

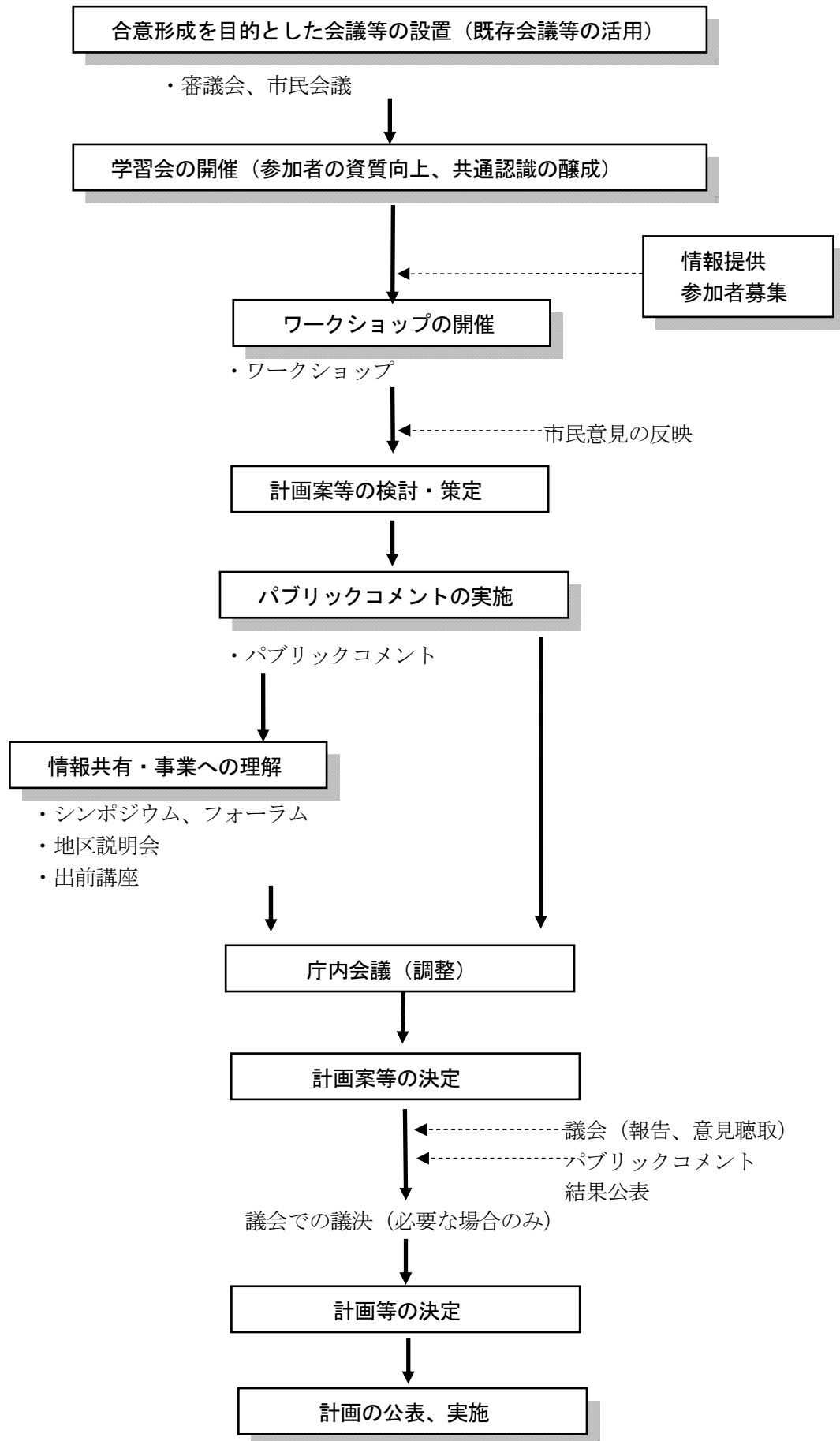
##### ◆市民参加を促進するためのポイント

- ①計画段階からの市民参加、②情報提供とネットワークづくり、③参加しやすい環境の整備、④参加意欲を増すメニューの工夫、⑤行政側の柔軟な対応、⑥コミュニケーションと共に学びあう姿勢、⑦市職員の市民活動への積極的な参加 …などが求められます。

#### ○市民参加による事業の流れ（例・計画策定）

- ・市民参加事業の各段階において活用可能な市民参加手法をまとめたものです。
- ・手法の内容等は、P2～4の「本市の取り組み例」を参考にしてください。







## 4 当面の本市の取り組み

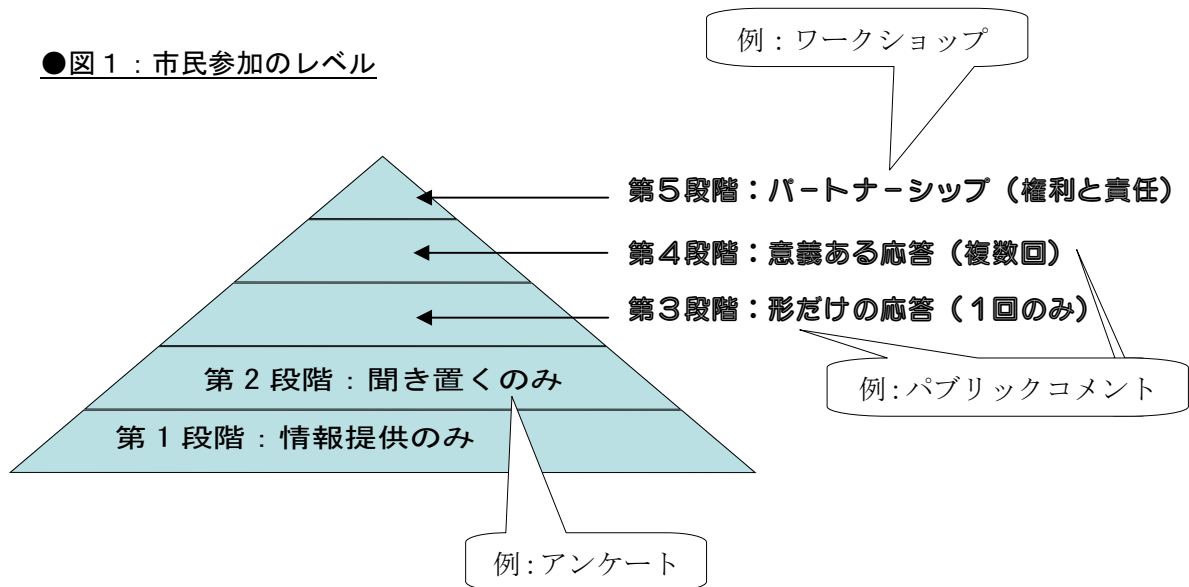
市民参加によって市民の意見や提案を積極的に市政へ反映させるためには、市民と行政の情報共有が前提条件となります。市民の側に行政に関する情報がなければ、市民が参加しようという気持ちにならないのは当然のことと考えられます。また、たとえ情報提供があったとしても、公正で透明なものでなければ、市に対する不信感につながるだけのものになってしまいます。

情報共有ができれば次に何をしたらよいのでしょうか。「市民参加のレベル」(図1)によると、情報提供の次の段階として、市民の意見や提案を聴くこと、それに対して市が応えること、そして最上位にパートナーシップが挙げられます。本市においても、下位や中位の段階を重点的に推進し、将来的に上位の段階への推進を図りたいと考えます。

以上のことを踏まえ、本市では、「稲沢市市民参加の推進に関する要綱」を定め、各事業において一般的に実施しやすい次の3点について重点的に推進を図ります。

- (1) 情報の公表
- (2) パブリックコメント
- (3) 附属機関の委員の公募と会議録の公表

このほかにも市民参加にはさまざまな手法がありますが、要綱記載の上記3点の手法に限定することなく必要に応じて、各事業によって最適な手法を選択し、または複数の手法を組み合わせることで実施します。



※パートナーシップとは……市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。協働。



## 2 市民参加の推進に関する要綱 解釈運用基準

### 第1条（趣旨）

（目的）

第1条 この要綱は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、稲沢市の市民参加の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### 【趣旨】

この条は、この要綱の趣旨を明らかにしたものである。

#### 【解釈】

- 1 「市民参加の取扱いについて必要な事項を定める」とは、市民参加の対象、参加の時期、参加の方法、情報の公表などについて定めるものである。
- 2 「法令その他別に定めがあるもの」とは、法律、政令、府省令その他国の機関が定めた命令及び条例をいう。
- 3 「法令その他別に定めがあるものを除く」とは、法令その他別に定めがあるものの規定が優先されることを明らかにしたものである。つまり、他の法令等に市民参加の手続が規定されている場合は、当該法令等に基づき市民参加を行うこととなる。

## 第2条（定義）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 行政活動（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。）に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案することをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 実施機関 市長、その他市の執行機関をいう。
- (4) パブリックコメント手続 実施機関が、施策（事務及び事業を含む。以下同じ。）の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する市民からの意見の提出を受け、当該意見及びこれに対する市の機関の考え方を公表することをいう。

### 【趣旨】

この条は、この要綱における基本的な用語について定義したものである。

### 【解釈】

#### 1 第1号関係（市民参加）

- (1) 「市民参加」とは、実際には様々な形が考えられるが、本要綱においては、市の様々な行政活動に関して市民が自己の意思を反映させ、より良いまちづくりを進めるため意見を述べたり提案を行うことをいう。
- (2) 「行政活動」とは、地方自治法上、自治体の役割を市民の福祉の増進を基本として地域における行政を実施することとしていることを踏まえ、市の機関がその本来の役割を達成するために行うすべての活動を指す。
- (3) 「市の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

### 第3条（市民参加の対象）

（市民参加の対象）

第3条 実施機関は、次に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参加を求めるよう努めなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

#### 【趣旨】

この条は、市民参加を求めることを義務付けられるべき施策や事業を規定したものである。

これまでも稲沢市では、多くの分野において市民参加の手法を取り入れながら施策を進めてきたが、市民参加を求めるかどうかについては担当部局の判断で行われ、部局間でのばらつきも見受けられた。こうしたことを改善し、市民参加を求めるべき施策や事業を明らかにするとともに、第2項において、事務の効率性や費用対効果等の観点から市民参加を求めないこととする施策や事業についても規定した。

#### 【解釈】

- 1 第1号は、総合計画など市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更に関するものをいう。
- 2 「市政に関する基本方針を定める条例」（第2号）とは、市政全般にわたり、全市的な施策や事業に係る基本的な考え方や方策を示した条例をいう。
- 3 「市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」（第2号）とは、市民の権利・義務及び生活や事業活動に直接かつ重大な影響を与えるような条例をいう。
- 4 第3号は、市の基本的政策を定める計画や市民の権利義務に係る条例の制定等以外にあっても、市民に広く適用され、市民生活に重大な影響を与える施策や制度に関するものは、市民参加を求めるものとする。
- 5 第4号は、多くの市民が利用する大規模な公共施設などは、その利用者である市民のニーズを的確に把握する必要があることから、その建設に係る基本計画等の策定に当たっては市民参加を求めるものとする。

## 2、3（市民参加の適用除外）、4（裁量的適用）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を求めないものとする。
  - (1) 定型的又は経常的に行うもの
  - (2) 軽易なもの
  - (3) 緊急に行わなければならないもの
  - (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
  - (5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- 3 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。以下「市税等に関するもの」という。）は、市民参加を求めないことができる。
- 4 実施機関は、第1項各号に掲げる施策以外の施策（第2項各号のいずれかに該当するものを除く。）にあっても、市民参加を求めることができる。

### 【趣旨】

第2項及び第3項は、市民参加を適用しないものについて定めたものである。しかし、この要綱は、市民参加を推進することが趣旨であるので、第4項では、適用範囲を裁量的に拡大できることを定めたものである。

### 【解釈】

- 1 行政活動への市民参加を進めることは、今後のまちづくりを進める上で極めて重要なことではあるが、そのためにあまりにも時間をかけすぎて決定が先延ばしとなったり、他の行政活動に振り向ける財源や人員が足りなくなったり、というようなことは、様々な分野において総合的に行政活動を行うことによって市民の福祉を増進するという市の本来の役割を果たす上で、支障となってしまうことも考えられる。  
例えば、法令等による制約などがあって市民から提出された意見を行政活動に取り入れる余地がほとんどないものや、極めて軽微なものであって費用対効果の点から市民参加を求めるまでもないと考えられる場合もある。
- 2 第2項では、「実施機関内部の事務処理に関するもの」や、長期性・施策の総合性という要素を持たない「軽易なもの」、「定型的又は経常的に行うもの」等については市民参加を求めないこととした。
- 3 第3項では、第1項に該当する施策の例外として、市税の賦課徴収等については、地方自治法第74条においても請求権から除外とされていることなどから、第1項（市民参加を求めることが義務付けられているもの）にかかわらず、「市民参加を求めないことができる」とした。ただし、いわゆる新税の導入に当たっては、市民参加を求めることが必要であるとの考えから、この例外には当たらないこととした。

- 4 第1項各号に掲げるものは、市の機関が市民参加を求めることが原則として義務付けられているものであるが、これ以外の施策や事業にあっても要綱の趣旨を踏まえ、可能な限り市民参加を経ることが望ましいという考え方から、第4項では、第1項各号に掲げる施策以外の施策を実施するときにあっても、実施機関は、市民参加を求めることができるとした。例として、公園や道路の管理にアダプトプログラムを取り入れる手法がある。

《参考》

「アダプトプログラム (adopt program)」

里親縁組という意味。1985年アメリカ・テキサス州運輸局が散乱ゴミ対策として始めた「アダプト・ア・ハイウェイ」が起源。住民団体や企業が里親となり、自治体等が建設した道路や公園、また、それらが管理する河川や海岸など公共物の一区間を養子として引き取って、その区間を行政に代わって世話をする仕組み。

## 5（市民参加を除外した場合の回答義務）

5 実施機関は、市民参加を求めなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、これを当該市民に回答しなければならない。

### 【趣旨】

この条は、市民参加を求めなかった場合の実施機関の責務を定めたものである。

### 【解釈】

1 何らかの理由により、市民参加を求めない場合であっても、その理由について市民から説明を求められたときには、回答をする必要がある。



#### 第4条（市民参加の時期）

（市民参加の時期）

第4条 実施機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策の決定前（議会の議決を要するものにあつては、議会提案前）のできるだけ早い時期から市民参加を求めるよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

この条は、市民参加は、施策や事業の変更や修正が可能な時期までに行うことが求められることから、可能な限り早期の段階で行うことが必要との考えに基づき、市民参加を求める場合の時期について規定したものである。

#### 【解釈】

- 1 市民参加は、施策や事業の形態や内容の違いから、一律にどの時点・時期において市民参加を求めるのかを、あらかじめ個別具体的に定めておくことは困難であるが、施策や事業の推進過程の中で最も効果が期待できる、なるべく早い時期（当該施策の決定前、議会の議決を要するべきものにあつては議会提案前）に導入することとしたものである。

## 第5条（市民参加の方法）

（市民参加の方法）

第5条 実施機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策にふさわしい方法により市民参加を求めなければならない。

- 2 実施機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、広く市民の参加を得るよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、高度な専門性を有する施策にあつては当該施策に関し深い知識を有する市民の参加を、地域性を有する施策にあつては当該施策の対象となる市民の参加を得るよう努めなければならない。

### 【趣旨】

この条は、市民参加を求める場合に、多様な市民参加の方法のうちから、できるだけ市民が意見等を提出しやすいような方法を選択するとともに、より広範な市民の参加を得るよう努めるのはもちろん、特に高度な専門性を有する施策及び地域性を持つ施策にあつては、その施策に深い知識を有する市民や、直接その事業に影響を受けると考えられる市民の参加を得るよう努めなければならないことを定めたものである。

### 【解釈】

- 1 市民参加の手法導入に当たっては、事業の内容等に応じ、適した手法、より良い方法が検討されていかななければならない。主な市民参加の手法の例として次のようなものが考えられる。
  - (1) パブリックコメント手続
  - (2) 市民会議方式（シンポジウム、フォーラム、パネルディスカッション、説明会、公聴会等）
  - (3) 委員会方式（審議会、懇談会、委員会等）
  - (4) 市民提案
  - (5) アンケート、ヒアリング
  - (6) モニタリング（公募などによりモニターを募集）
  - (7) ワークショップ
  - (8) アダプトプログラム

### 《参考》

「ワークショップ方式」とは、特定のテーマの方向性や事業化を進めるために、参加者をグループ分けし、自由に意見を出し合いながら話し合いグループ内での意思統一を目指す方法。具体的には、カードを使った意見交換や、実際に図面に書き込んだり様々な協働作業を通じて、参加者の創意工夫により成果を創造していく。

## 第6条（情報の公表）

（情報の公表）

第6条 実施機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策に関する情報を積極的に公表しなければならない。ただし、稲沢市行政情報公開条例（昭和58年稲沢市条例第16号）第6条第1項各号に掲げる事項にあつては、公表しないことができる。

### 【趣旨】

この条は、市民参加の前提となる情報の公表について定めたものである。

### 【解釈】

- 1 市が市民参加を推進するに当たっては、市民に対する説明責任を踏まえた情報提供、更には市と市民との情報の共有化を図っていくことが大前提であり、このことは、市民と市との協働によるまちづくりの推進のために欠かせないものであることを踏まえ、市民参加を求めるときは、当該施策や事業に係る情報を積極的に公表することを規定した。
- 2 ただし、個人情報や法令等で公開してはならない旨定められているもの等（稲沢市行政情報公開条例第6条第1項各号に掲げる事項）については、公表しないことができることとした。

### 《参考》

稲沢市行政情報公開条例

第6条 実施機関は、前条の規定による行政情報の公開の請求があつたときは、当該請求に係る文書に次の各号に掲げる行政情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該請求をした者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する行政情報（事業を営む個人の当該事業に関する行政情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる行政情報を除く。

ア 何人でも法令の規定により閲覧することができる行政情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した行政情報

ウ 法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した行政情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2

条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該行政情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分

オ 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報が開かれた市政を推進するため公にすることが特に必要であるものとして実施機関が定める行政情報に該当するときは、当該行政情報のうち、相手方の役職(これに類するものを含む。以下同じ。))及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分(当該相手の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。)

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する行政情報又は事業を営む個人の当該事業に関する行政情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる行政情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要と認められる行政情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる消費生活の安定に対する著しい支障から消費者を保護するため、公開することが必要と認められる行政情報

ウ ア又はイに掲げる行政情報に準ずる行政情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「国等」という。))の機関からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した行政情報であつて、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれのあるもの

(4) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関と

の間における審議、検討、調査研究等に関する行政情報であって、公開することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

- (5) 実施機関又は国等の機関が行う検査、調査、取締等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する行政情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの
- (6) 犯罪の予防、犯罪の捜査、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる行政情報
- (7) 法令の定めるところにより明らかに公開することができないとされている行政情報

## 第7条（市民参加の結果の取扱い）

（市民参加の結果の取扱い）

第7条 実施機関は、市民参加を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮しなければならない。

2 実施機関は、第1項の規定により考慮した結果を公表しなければならない。ただし、稲沢市行政情報公開条例第6条第1項各号に掲げる事項にあつては、公表しないことができる。

3 実施機関は、自発的な市民参加があつた場合は、市民からの意見又は提案の内容がこの要綱の趣旨に沿うと認められるものについては、第1項の規定に準じた扱いをするよう努めなければならない。

### 【趣旨】

この条は、市民参加の結果の取扱いについて定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係

(1) 市民参加において大切なことは、市は市民の提案や意見を聴くだけにせず、聴いたことがどうなったかという結果について、迅速かつ的確に本人並びにその情報に関心を寄せている市民に対しても広く周知し、理解を得るよう努めることである。

(2) 「考慮する」とは、単に考えればいいという意味ではなく、市民参加の意義が、市民が自らの意見・提案を市政に反映させることを目的としていることを踏まえ、実現可能な意見・提案については、その時の社会情勢、財政状況等、種々の条件を総合的に勘案しながら、これを尊重するとともに、市政に反映させていくことができるよう多面的に検討することと考えられる。

#### 2 第2項関係（市民参加結果の公表）

(1) 結果の公表に当たっては、次の方法のうちから効果的なものを選択して行う。

ア、広報いなざわへの掲載

イ、市の窓口（行政情報コーナー）における供覧

ウ、印刷物・刊行物の配布

エ、市ホームページへの掲載

オ、その他必要かつ効果的と認められる方法

#### 4 第3項関係

(1) 「自発的な市民参加」とは、実施機関が様々な市民参加の方法を用い市民の意見を求める場合以外に、市民自らの意志に基づく自発的な意見表明をいう。

(2) 自発的な市民参加があったとき（市民から意見・提言・要望・苦情等が寄せられた場合）についても、この要綱の趣旨である協働の理念等に沿うものについては、市は市民に対して説明責任を果たしていくことが大切であることから、市民参加を求めたときに準じて、市民から出された意見等に対する考慮及び結果の回答に努めなければならないとした。

## 第8条（パブリックコメント手続）

（パブリックコメント手続）

第8条 実施機関は、第3条第1項各号に掲げる施策については、パブリックコメント手続を行うものとする。ただし、高度な専門性を有する施策若しくは地域性を有する施策等であつて、当該施策の内容に応じ他の市民参加の方法を用いることが適当であると認められる場合、又は市税等に関するものであつて、市民参加を求める場合は、パブリックコメント手続を行わないことができる。

2 次の各号に掲げるものは、パブリックコメント手続において、意見を提出することができる。

(1) 市民

(2) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### 【趣旨】

この条は、第3条第1項に定めた施策や事業については、原則としてパブリックコメント手続を行うことについて定めたものである。

### 【解釈】

1 特に高度な専門性を有する施策及び地域性を持つ施策等であつて施策の内容に応じ他の市民参加の方法を用いることが（費用対効果等の観点から）合理的であると認められ、パブリックコメント手続に代わつて、他の市民参加の方法を用いるべきものについては、パブリックコメント手続を行わないことができることとした。

2 第3条第2項に定める施策（軽易なもの、緊急を要するもの、法令等の定めにより市民参加の余地がない等の理由により市民参加を求めないもの）については、パブリックコメント手続を行わない。

3 第2項に定めたもの以外から意見の提出があつた場合についても自発的な市民参加があつたものとみなし、適切な対応をしていくことが必要である。



## 第9条（附属機関の委員）

（附属機関の委員）

第9条 実施機関は、附属機関（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。以下同じ。）の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、当該附属機関の委員の男女比率及び年齢構成並びに委員の在期数及び他の附属機関の委員との兼職状況等に配慮するとともに、全部又は一部の委員を公募により選考しなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、又は専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う附属機関であつて、公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の公募の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

### 【趣旨】

この条は、附属機関の委員を公募しなければならないことを定めたものであり、その他公募の実施に関して必要な事項（公募制の導入の方法、女性や青年層の積極的な登用、長期に渡る在任の制限、他の附属機関との兼任の制限、など）については、別に定めることを明らかにしたものである。

### 【解釈】

- 1 市が行政活動を行うに当たり、市民や専門家の意見を聴きながら施策を実施していくものとして、法令に基づき設置されている附属機関についても市民参加の一手法であると考えられる。こうしたことから、これら附属機関の委員の委嘱に当たっては、多様な意見を反映していくため、適正な男女比率、年齢構成等に配慮するとともに、全部又は一部の委員の公募を実施することを定めたものである
- 2 ただし書は、法令による充て職の場合など公募を実施する余地のない附属機関や、専ら高度に専門的な事案を取り扱う附属機関など、附属機関の性質上公募になじまない場合等を想定している。

## 第10条（附属機関の会議録の公表等）

（附属機関の会議録の公表等）

- 第10条 附属機関は、会議終了後、速やかに、会議の記録を公表するものとする。  
ただし、稲沢市行政情報公開条例第6条第1項各号に掲げる事項にあつては、公表しないことができる。
- 2 会議の記録の公表の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

### 【趣旨】

この条は、附属機関の会議録を公表することを定めたものであり、公表の実施に関し必要な事項については、別に定めることを明らかにしたものである。

### 【解釈】

- 1 附属機関の会議録の速やかな公表は、市政に対する市民の関心を高め、市民参加を促し、開かれた市政の実現を目指す上で意義がある。そうしたことから、会議の記録の公表により附属機関における審議の過程を市民に明らかにし、市民の理解を深めるとともに、会議の公正適正な運営にも資することを目的として規定した。
- 2 審議の内容によっては、プライバシーの保護等の配慮から、会議の記録を公表しないことが適当な場合についてもただし書で規定した。

## 第 1 1 条 (補則)

(補則)

第 1 1 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

### 【趣旨】

この条は、要綱を施行するために必要な事項は、実施機関が定めることとしたものである。



### 3 市民参加の推進に関する要綱 取扱い要領

#### 1 情報の公表

##### (1) 情報提供の範囲

市民に対して積極的に提供する情報の範囲は、次のとおりとします。

###### 〈情報の提供範囲〉

次に掲げる事項について情報提供を行うものとします。

- ・市の重要計画に関する事項（策定過程を含む）
- ・審議会等の委員募集、会議開催、会議録及び会議資料
- ・予算、決算等の財政に関する事項
- ・事業説明会等に関する事項
- ・市民アンケート、意識調査に関する事項
- ・市が主催する行事に関する事項
- ・市政への市民参加に関する事項
- ・その他必要と認める事項

## (2) 市民参加情報の集約と進行管理

市民参加に関する情報の形態を整え、分かりやすく市民に提供し、市民の参加意欲の向上に努めるものとします。

### ① 情報提供の方法

情報提供を、ホームページ、広報いなざわ、行政情報コーナー等で行います。



なお、市民参加の事業や会議等の担当課は、記載内容に関する詳細な情報を、事業や会議等の進行途中から参加する市民でも、それまでの過程を容易に理解できる形で作成し、公表するものとします。

### ② 市民参加による事業の実施報告

市民参加による事業の実施報告書を、各事業の終了時に速やかに作成し、公表します。実施報告書の作成対象となる事業は、計画等の策定過程において市民参加を行った全ての事業とします。

なお、公表に当たっては、個人情報の取扱いに留意が必要です。

#### 〈記載内容〉

次に掲げる事項について記載するものとします。

- ・対象事業名（計画等の策定過程において市民参加を行った事業名）
- ・事業期間（事業の実施期間）
- ・事業費（事業に要した費用）
- ・参加形式（実際に用いた市民参加の手法、時期及び具体的内容）
- ・効果と反省（市民参加により得られた効果と反省点）
- ・その他（実施時に留意した点、特記事項等）

## 2 パブリックコメント

パブリックコメントは、市が計画等の策定を行おうとする際に案を公表しその案に対して広く市民、事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、提出された意見等を考慮して、市が最終的な意思決定を行うものです。パブリックコメントは、単に市民の意見を幅広く取り込む手法というだけではなく、市民への事業内容の周知と市民の意見に対する市の説明責任（アカウンタビリティ）の向上という要素も持っています。

本市では、パブリックコメント手続きを以下のように定めます。

### (1) パブリックコメント手続を実施する対象

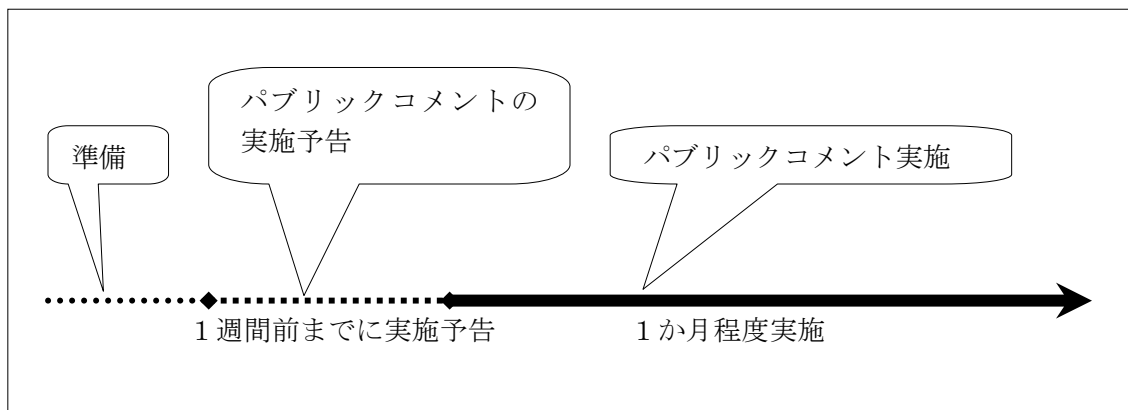
- ① 市の基本的な政策を定める計画、個別分野における施策の基本方針及び基本的な事項に関する計画、指針等の策定
- ② 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
- ③ 市の基本的な制度に関する条例の制定、改廃
- ④ 市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、改廃
- ⑤ 市民の権利を制限し、または義務を課す条例等の制定、改廃（金銭徴収に関するものを除く）
- ⑥ その他実施機関が必要があると認めるもの

※次に掲げる場合は、適用を除外とします。

- ① 緊急を要するものまたは軽微なもの  
ただし、パブリックコメント手続を実施しなかったものについては、その理由を明らかにするよう努めることが必要です。
- ② 計画等の策定にあたり、意見聴取の手続等が法令により定められているもの
- ③ 附属機関等において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告等に基づき、計画等を策定するもの
- ④ 計画等の策定に関して実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

### (2) 公表時期

- ① 実施機関は、計画等についての意思決定を行う前の適切な時期に、原則として1か月程度の期間を設けて計画等の案を公表するものとする。
- ② 実施機関は、計画等の案を公表する1週間前までに、パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。



### (3) 公表方法

- ① 実施機関は、計画等の案を公表するときは、市民が理解しやすいよう次に掲げる資料について併せて公表するよう努めるものとする。
  - ・ 計画等の案の趣旨及び目的
  - ・ 実施機関の考え方
  - ・ 実施により予測される効果等
  - ・ その他参考となる資料
- ② 実施機関は、計画等の案及び資料を担当課、行政情報コーナーに備え付けるとともに、ホームページに掲載するものとする。
- ③ 実施機関は、必要に応じ次に掲げる方法により、計画等の案が市民に周知されるよう努めるものとする。
  - ・ 広報いなざわへの掲載
  - ・ 実施機関が指定する場所での閲覧
  - ・ 印刷物等の配布
  - ・ 報道機関への発表
- ④ 意見の提出
  - ・ 実施機関は、次に掲げる方法により、計画等の案に対する市民からの意見の提出を受けるものとする。

#### 〈記載内容〉

市役所及び市民センターへの持参  
郵便  
電子メール（市民め〜る）  
ファックス  
その他実施機関が必要と認める方法

- ・ 実施機関は、意見の提出期間を1か月程度を目安として定め、公表する際にこれを明示するものとする。
- ・ 実施機関は、意見を提出する市民の住所及び氏名または団体名が明記されていない場合には、当該意見の受付をしないことができる。

### (4) 提出意見の取扱い

- ・ 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。
- ・ 実施機関は、提出された意見の内容及びそれに対する市の考え方並びに計画等の案の修正を行った場合はその内容を公表するものとする。

### (5) 実施状況の公表

担当課は、パブリックコメント手続を実施している案件及びパブリックコメント手続を終了した案件について、その一覧表を作成し、ホームページ等で公表するものとする。



### 3 附属機関の委員の公募と会議録の公表

審議会等は、市の政策の立案や執行過程において、市民や専門家の意見を反映するために法律や条例等に基づき設置されています。本市では、「稲沢市審議会等の設置及び運営に関する要綱」により、市民の市政への参画の機会を拡充し、公正で透明な行政を推進するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ることに努めてきました。

審議会等の運営にあたっては、市民の市政への参画の機会を拡充し、公正で透明な行政を推進するため、市民公募を拡充し、適正な男女比率、年齢構成等に配慮するとともに、委員の兼任や長期間在職の抑制を図ります。

また、市政に対する市民の関心を高め、市民参加を促すために、会議終了後における会議録の速やかな公表に努めるものとします。

#### (1) 会議開催時の配慮

審議会、協議会、委員会等で市民参加により開催される会議は、その開催日時について、夜間や休日での設定を併用するなど可能な限り参加者の都合に合わせるものとし、委員を募集する段階及び傍聴者への会議開催日時の公表時においてホームページ、その他の広報媒体を活用した積極的な周知に努めるものとします。また、会議の議題等についても分かりやすく公表し、幅広い層の市民の参加意欲の向上を図るものとします。

#### (2) 附属機関等公募委員候補者登録制度の創設

附属機関等の委員として市政に参画したい市民を対象に、公募委員候補者として事前に登録する制度です。希望する市民から事前に興味のある分野を明らかにして登録してもらい、該当する分野について市民公募をする際に、登録者へ直接、公募情報を提供します。